

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3150586号  
(U3150586)

(45) 発行日 平成21年5月28日(2009.5.28)

(24) 登録日 平成21年4月30日(2009.4.30)

(51) Int.Cl.

A 6 1 H 3/04 (2006.01)

F 1

A 6 1 H 3/04

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 実願2008-9207 (U2008-9207)  
(22) 出願日 平成20年12月2日(2008.12.2)(73) 実用新案権者 508244706  
官裏 忠夫  
大阪府大阪市中央区内淡路町2-1-10  
アストレア内淡路101  
(72) 考案者 官裏 忠夫  
大阪市中央区内淡路町2-1-10 アス  
トレア内淡路101

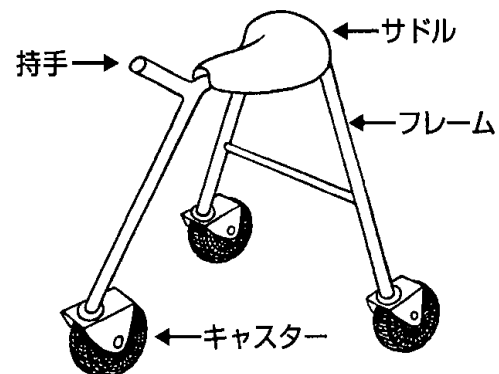
(54) 【考案の名称】 キャスター付歩行具である。

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 座して移動を可能にした歩行具を提供する。

【解決手段】 体重を支えるのに杖では不安、車椅子は大きな両車輪がかえって不便な際がある。サドルに跨がり体重を支えながら自歩行が可能であり且つ、簡便である。堅牢なフレーム支柱の上部にサドルを設置し、フレームの下方にキャスターを取り付け、サドルに跨がって自歩行する移動具である。

【選択図】 図4



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項1】**

本考案は、車輪付歩行具である。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、フレームの上部にサドル、下方のフレームに、キャスターを取り付けたものである。

**【背景技術】****【0002】**

従来は、手押し車か杖に頼るしかなかったが、本考案は座して移動を可能にしたものである。10

**【考案の開示】****【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

足腰に弱点を持つ人々は様々である。又、種々な補助具もあるが、本発明は座して歩行が可能な利点である。

**【課題を解決するための手段】****【0004】**

本考案は、杖では不安定、電動車の使用ほどでもないと思える人々にとって考案されたものである。20

**【考案の効果】****【0005】**

本考案は、座して体重を支えるが、自歩行動によって脚力の使用の保持によって筋力の維持が期待されるのである。

**【実施例】****【0006】**

堅牢なフレーム支柱の上部にサドルを設置し、フレームの下方にキャスターを取り付け、サドルに跨がって自歩行する移動具である。

**【図面の簡単な説明】****【0007】**

【図1】本考案の平面図である。

【図2】本考案の側面図である。

【図3】本考案の正面図である。

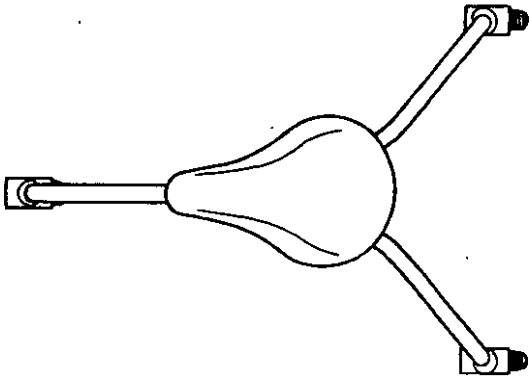
【図4】本考案のイラストである。

10

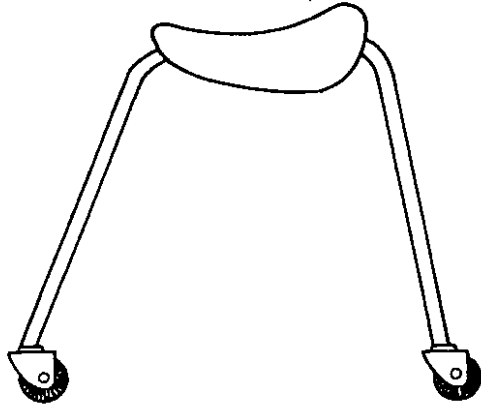
20

30

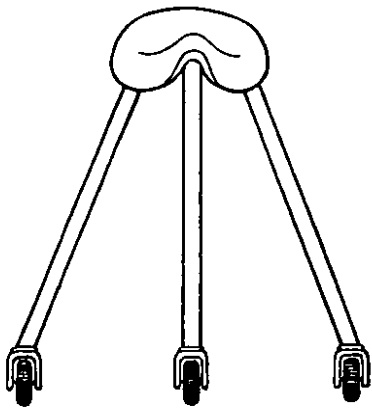
【 図 1 】



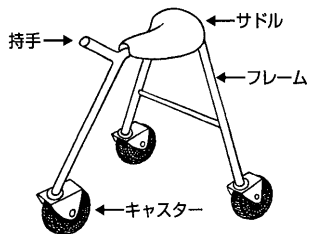
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



【手続補正書】

【提出日】平成21年2月16日(2009.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

堅牢なフレーム支柱の上部にサドルを設置し、フレームの下方にキャスターを取り付け、サドルに跨って自歩行する車輪付歩行具。